

# いじめ防止等のための基本方針

令和8年4月1日

## < 基本方針策定の趣旨 >

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。

このいじめを根絶するために「いじめ防止対策推進法」が施行され、秋田県でもいじめ防止等のための基本方針が策定をされた。本校においても全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、町教育委員会、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るため、この基本方針を定める。

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 全ての生徒がいじめを行なわない、いじめは絶対にあってはならないと強く意識する。
- (2) いじめを傍観したり放置したりしない。すぐに声に出し、見逃さない。
- (3) いじめ防止に向けて、生徒が主体的かつ積極的に取り組もうとする環境を構築する。
- (4) 「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、積極的に関係機関との連携を図る。

## 2 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育の充実、人権意識の高揚を図る。
  - ・道徳の時間において、いじめや生命の尊重を題材とした学習に重点を置き、道徳的心情と実践力を育てる。
  - ・社会科の時間等教科の学習において人権に関わる内容を取り上げ、自他を尊重する心や規範意識を育てる。
- (2) 親和的人間関係を構築する。
  - ・生徒が安心して生活できる学校・学級づくり（日常的な触れ合い、生活記録ノートの活用、SST・SGE等の実践）に努める。
  - ・「生徒を語る会」や小中連携「こころ部会」を活用して生徒理解に努めるとともに、情報交換や連絡を密にする。
- (3) 自尊感情、自己肯定感を高める。
  - ・生徒指導の3機能を基盤とした学習指導に努め、「わかる」「できる」喜びを体得させる。
  - ・職場体験を中心としたキャリア教育の充実や総合Bにおける「ふるさと先生」との触れ合いなどを通して、自分の将来に希望をもって進む意欲をもたせる。
  - ・生徒会活動や部活動などを通じて達成感や充実感を味わわせ、「生きる力」を育てる。
- (4) 情報モラル教育を充実させる。
  - ・技術・家庭科の学習において、問題となった具体的な事案をもとに知識と理解を深め、トラブルの防止法や被害者・加害者にならない方法を学ぶ。
  - ・LINE等SNS活用の低年齢化が進んでいることから、小・中連携による指導に努める。また、警察等関係機関の協力を得て、講話会の開催など学習機会を設ける。
  - ・学校報、学年通信、PTA会報などを活用して、保護者への啓発活動を充実させる。

### 3 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察、情報交換
  - ・些細な出来事や会話、各種ノート等への記述から得られる情報を共有できる職場環境を作る。
  - ・総務委員会と定例職員会議において生徒に関する情報を伝達する機会を設定する。
- (2) 生活アンケート、Q-U（アセス）調査の活用
  - ・5月、10月、2月の3回生活アンケートを実施し、いじめに関する情報や生徒自身の困り事などを把握する。また、いじめ等発生に早期対応できるよう、5月、10月、2月以外にも簡単な形式でいじめ等調査を実施する。
  - ・生活アンケートと同時期にQ-U（アセス：学級満足度調査）を実施し、双方の情報を基に二者・三者面談を実施する。
- (3) スクールカウンセラーや関係機関との連携
  - ・教職員や保護者には伝えにくい情報を得られるよう、スクールカウンセラーや総合教育センターの教育相談担当、スクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を図る。

### 4 組織と研修

- (1) いじめ等の実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校は「いじめ対策委員会」を組織する。
- (2) PTA組織、学校運営協議会、学校関係者評価等を活用し、いじめ問題について定期的に協議する機会を設ける。
- (3) 警察や児童相談所等との連携を図り、情報交換の機会や連絡体制を整備する。（医療機関等専門機関との連携、「24時間子供SOSダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「子どもの人権110番」等、学校以外の相談窓口について生徒及び保護者に周知する）

### 5 いじめへの対応

- (1) いじめについての通報、又は事実が確認された場合は、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応（いじめを受けた生徒の保護、当該生徒及びその保護者を支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言）を組織的に行うとともに、町教育委員会に報告する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為と認められる場合（生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき）は、直ちに所轄の警察署に通報する。そして、町教育委員会とともに事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行う組織は、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成し、公平性、中立性の確保に留意する。
- (3) マスコミ等の外部からの問い合わせや情報提供については、管理職及び町教育委員会が窓口となり、対処する。